

# 第10回上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会 議 事 録

開催日時	平成25年12月13日(金) 午後7時00分から
開催場所	上牧町役場 2階 第2会議室
出席者	委員 12名
欠席者	委員 0名
傍聴者	1名
事務局	まちづくり推進課 大東課長、福西課長補佐、松井係長、野村主事
次第	1 開会 2 「まちづくり基本条例シンポジウム(仮称)」の開催概要(案)について 3 条例(第11条から)の検討について 4 その他 5 閉会

## 議事の概要

### ●「まちづくり基本条例シンポジウム(仮称)」の開催概要(案)について

- ・事務局から概要説明

開催日時 平成26年 1月18日(土) 時間は未定

※後日、午後2時30分に決定した。

開催場所 2000年会館 2階 多目的室

内 容 [第一部] 主催者あいさつ、基調講演(60分程度)

[第二部] パネルディスカッション(60分程度)

- ・開催の案内については、広報かんまき1月号、町ホームページの掲載を考えている。
- ・自治会の回覧も含めて事務局で再度検討し、できるだけ広報手段を使うようにしてもらいたい。
- ・当日の配布資料については、条文と逐条解説を考えている。

### ●条例案の検討について(条文の見直し)

《第11条 町長の責務》 変更なし

《第12条 職員採用等》

- ・第1項の部分については、すでに開示しているので、「・・・採用結果について

は公表しなければなりません。」という形ではどうか。

<結論>

**第1項の一部削除**

第12条 「町長は、職員の採用にあたっては、公募を原則とし、応募状況、採用結果について公表するとともに、~~受験者本人からの請求があった場合には、採用時の成績結果を開示~~しなければなりません。」

《第13条 執行機関の責務》 変更なし

《第14条 町職員の責務》 変更なし

《第15条 法令の遵守》

- ・「違法行為には直ちに・・・」の部分の表現に違和感がある。
- ・違法行為があったからといって、直ちにそれが是正をされるということにはならない場合が法律上ある。罰則や強制的な是正措置が用意されていない法令がたくさんある。
- ・法令遵守は当たり前のことなので、「公益通報制度」を定めるかどうか確保する必要がある。

<結論>

**第1項の一部変更**

第15条 町は、まちづくりに関する施策の公正性及び透明性を確保するため、常に法令を誠実に遵守し、そのための適切な措置を講じるものとします。

《第16条 行政組織の編成》

- ・第1項の「町民に分かりやすく」というのが、どこに係るのか分からないので、「分かりやすい」という形ではどうか。
- ・「縦割り行政の弊害をなくす」を「部局間相互の連携を図る」という表現で十分繋がるのではないか。
- ・「効果的な任用」という表現がどうかと思う。任用には採用も含まれるので、表現として正確性を欠くのではないか。
- ・文理上の話で、「・・・なくすため相互を図らなければならない」となると相互の連携は「縦割り行政の弊害をなくす」ためだけではないということ踏まえて、

その辺の言い回しを考えないといけない。

<結論>

**第1、2、3項の一部変更**

第16条 町は、社会情勢の変化に対応し、町民に分かりやすい機能的で最小の経費で最大の効果を挙げるよう組織づくりを行うものとします。

2 町は、職員の適切な任用及び効果的な人員配置を図るものとします。

3 町の組織は、状況の変化に柔軟に対応し、縦割り行政の弊害をなくすうえにおいても相互の連携を図らなければなりません。

《第17条 危機管理》 変更なし

《第18条 総合計画等の策定》 変更なし

《第19条 説明責任》 変更なし

《第20条 応答責任》

記録を残し、公表するということ全体について、別途定めるということであれば、第2項を設けて実施にあたっての具体的な条例化をするというやり方もある。

<結論>

**第1項の一部削除・変更、第2項の追加**

第20条 町は、公職者及び町民からの要望等については、迅速かつ丁寧に対応し、その記録を作成するとともに、~~別に定める条例により~~定期的に公表しなければなりません。

2 前項に規定する事項は別に定める条例により定めます。

《第21条 財政運営及び制度の整備》

<結論>

**第2項の一部変更 「住民」を「町民」に変更**

2 町は、財政計画を定めたときは、町民に分かりやすく公表しなければなりません。

《第22条 予算編成、執行及び決算》

＜結論＞

**第2項の一部変更 「住民」を「町民」に変更**

第22条 町長は、予算について、編成過程を含め、町民が具体的に把握できるよう、分かりやすく公表しなければなりません。

2 町長は、町の事業の予定及び進捗状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定し、町民に分かりやすく公表しなければなりません。

《第23条 財産管理》 変更なし

《第24条 財政状況の公表》 変更なし

《第25条 行政評価》 変更なし

《第26条 個別外部監査》 変更なし

《第27条 情報の公開及び提供》

＜結論＞

**第2項の一部変更**

2 町民が町政を理解し、まちづくりに参画し、協働できるよう、町は、町政に関する情報を速やかに分かりやすく提供しなければなりません。

《第28条 情報共有の推進》 変更なし

《第29条 情報の収集及び管理》 変更なし

《第30条 個人情報の保護》 変更なし

《第31条 選挙》

「選挙」のことを、第6章「情報の共有等」において規定している理由を明確にするため見出しを変更してはどうか。

< 結論 >

**見出しの変更** (選挙) を (選挙公報等) に変更

《第32条 まちづくり参画における町の責務》 変更なし

《第33条 審議会等》 変更なし

《第34条 住民投票》

- ・第3項の書き方では、常設型と考えられる。
- ・地方自治法の規定では誰でも請求ができるとなっていて、詳細を書かずに「住民投票ができる」という書き方をしているところもある。
- ・「請求、発議・・・・・・その他住民投票」までを削除すると、ニュートラルな書きぶりになるのではないか。
- ・第4項の主語「町長は」の部分は、「町」とすべきではないか。最大限尊重すべきものは、町長だけでなく、議会も含まれると考える。

< 結論 >

**第3項の一部削除、第4項の一部変更**

- 3 住民投票の請求、発議、投票資格、住民投票の結果の公表、その他住民投票の実施に関する必要な事項は、別に定めます
- 4 町は、住民投票を実施した場合において、当該住民投票の結果を最大限尊重するものとします

《第35条 まちづくり協議会》 変更なし

● 1月以降の日程について

- ・ 1月 8日(水)～1月31日(金)まで パブリックコメント
- ・ 1月18日(土) シンポジウム
- ・ 2月 4日(火) 第11回委員会
- ・ 2月 14(金) 町長へ答申